

災害時協力井戸 利用者向け手引き

災害時協力井戸から井戸水の提供を受ける場合は、以下の点についてご了承ください。

- ① 井戸水の提供は善意によるものです。提供について絶対的な義務はありません。
- ② 井戸水の提供は災害時のみです。水道工事による断水等では使用できません。
- ③ 被災状況によっては、井戸水を提供できない場合があります。
- ④ 利用可能な時間や利用時の許可の必要については、井戸によって違うため確認してください。
- ⑤ 井戸水は飲み水としての提供ではありません。洗濯やトイレ等の、生活用水として使用してください。
- ⑥ 特定の利用者に多量に提供することはできません。
- ⑦ 井戸水を持ち運ぶ容器は、利用者でご用意ください。持ち運びも、原則として利用者が行ってください。
- ⑧ その他、井戸ごとの利用時の注意事項がある場合もあるので、確認してください。

焼津市防災部防災政策課
〒425-0041
焼津市石津1丁目6番地の1
焼津市消防防災センター2階
電話番号：625-0128
メール：bousaiseisaku@city.yaizu.lg.jp